

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社 islandworks（以下「会社」という）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び従業員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当役員

(コンプライアンス担当役員)

第4条 コンプライアンス担当役員は、代表取締役とする。コンプライアンス担当役員は、株主総会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

- 2 コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス全般にかかる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当役員の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の責任者
 - (3) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (4) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (5) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - (6) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 - (7) 第5号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第6号の処分及び再発防止策の公表
 - (8) その他コンプライアンス担当役員が指示した事項

(報告、連絡及び相談ルート)

第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当役員に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

- 2 コンプライアンス担当役員は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第6条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第7条 従業員が第5条第1項から第2項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

- 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員の場合は、戒告とし、従業員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降転職、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。
- 3 前項の懲戒処分は、役員については株主総会が決議し、従業員については、代表取締役がこれを行う。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。